

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
平成 27 年度 第 5 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 1 月 10 日（日）10：00～12:10
2. 場 所 塚本千葉第 5 ビル 3 階 事務局
3. 出席者 会 長 染野  
副会長 相澤、奥野、宮間  
事務局長 鈴木  
会員理事 (総務委員会・企画部会) 岡本  
(総務委員会・広報部会) 小川  
(総合相談委員会) 渋沢  
(研修委員会) 浅見、神田  
(ばあとなあ委員会) 櫻井、吉田  
(司法福祉委員会) 出口  
外部理事 池亀、田中、近藤  
監 事 伊達、山口

4. 議題

- (1) 各委員会報告事項に対する質疑
- (2) 議事 ① 平成 27 年度第 1 回臨時総会資料案について  
② 個人情報保護ガイドライン案について  
③ その他

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

- ・ 鈴木事務局長から、現在、理事会出席者 16 名。定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。既配布資料の他に当日資料 1 件あり。会長挨拶以後、回覧用のファイルを順次回すので書類を確認のこと（年賀状・千葉県 S S K プロジェクト（しない・させない・孤立死）協定関係・医師会終末期医療シンポジウム案内・在宅医療研修・図書案内・歳末助け合い納付書）
- ・ 染野会長から開会挨拶  
新年、おめでとうございます。年末から晴れやかな日が続き、良い年を予感する。平成 28 年になると平成 30 年代に近いなあと実感する。今回の理事会は次年度の予算・新事業・継続の事業についてご意見を。会の 3 年後の在り方を意識していけたらと思っている。

定款 32 条に基づき、染野会長が議長を務める。

○ 議題

- (1) 各委員会報告事項に対する質疑
- ・ 配付資料以外に補足がある委員会  
ばあとなあ千葉より

説明：6 頁補正予算の要求「弁護士相談の必要について」24 万円を要求している。社会福祉士は身上監護面特に福祉的観点で強みがあり、その観点での受任要請が多い。「法定代理」であり、法律的な面は重要となっている。法律問題についてきちんとした回答を得るために弁護士という法律専門家が必要なる。トラブルが起きないように事前に相談できる体制があれば安心する。「ささえあい制度」に負担金を支払っているのだから、応分のサポートがあつて然るべきと考える。法的な問題があることはばあとなああの共通認識となっているので、予算を付けて欲しい。そのための方法として、成年後見における「後見活動における法的に問題がある事案」をまとめて、毎月具体的に検討して、発信していく。

質疑：

・これには経緯があつて、かなり前から要請されていた。予算ヒアリングの際、1. 事業体としてのリスク 2. 個々の案件に対してのコンサルテーション 3. (サポートするための) スーパービジョンなのか目的を明らかにし、個別の相談を共有化して見ることが出来るように欲しいと依頼していた。それを受けての提案となる。

・1 点確認。これは「平成 27 年度補正予算」として、要求されているが、平成 28 年度の予算として要求するものである。平成 28 年度予算は、ヒアリングただけで予算案の段階。

・ばあとなあは、収入が事業として 331 万円、登録料で 220 万円、支出は 550 万円となっている。現時点では、収支はとんとんでお金の方は大丈夫。(この事業に) 24 万円を支出するとどこでバランスを取っていくかも検討してほしい。どこからか捻出するか、冊子を作つて販売するとか、ペイ出来る見通しが必要。

・弁護士を呼んでする勉強会なのか、相談なのか、名称もピンとこない。

・2 月 3 月で事例を集め、弁護士と相談し、ケーススタディをした後、配布することを考えている。弁護士が講演することではなく、問題を提議しておいてそれをもとに勉強会という研修を行う。参加費はとらない。

・会員個別で相談すれば良いのだが、個人で受けている後見案件を弁護士個人に相談すれば、実費が掛かる。会が会員の支援を組織としてするのか、それとも個人で受けている後見については個人で解決するのが問題点。今回の場合は、会員から会費を取っている以上、会員への支援としての一環として考えようとしている。かといって、個々の相談に乗っていたら、時間も予算も足りない。個別相談より双方向、全体相談を進めていくことで開催する。

・タイトルについて誤解を受ける表現なので、タイトルと中身はリンクするように再考が必要。

・詳細については、詰める必要があるが来年度事業案には組み込む。

・逆提案も良いのではないだろうか。弁護士会や司法書士会に社会福祉士会から派遣して情報提供、知識提供することができる。

・予算案に、支出として 24 万円は載せるが、これに対する収支をどうするかを考えたとき、参加費として 1000 円でも徴収することを検討して貰えないだろうか。総会資料の予算案としては支出 24 万円、収入 1000 円としておく。

・名称は「テーマ別弁護士との事例検討会」はどうか

研修委員会より

説明：1 月 12 日に生涯研修センター準備委員会を開催する。各委員会から代表者に出てもらおう。日本会からも資料が届いている。会として、全体の生涯研修センターとするか、委員会の

ようにするか、組織体制をどうするか等。基礎研修の準備があるので、遅くとも来年の10月までに動けるようにしたい。センター長は会長。準備委員会で決定したものは理事会へ報告するので、意見をいただきたい。

質疑：

- ・基礎研修と生涯研修センターの立ち上げが重なるので忙しいと思うが、よろしく。

司法福祉委員会より

説明：平成28年度は弁護士会と連携ということで定期的に「連絡協議会」を開くようになる。2月1日18:00より弁護士会館で開催。弁護士と連携して福祉の支援を始めていく。今のところ、はっきりとした形を取らず、進めてみながら内容が固まっていくイメージを持っている。

質疑：

- ・事業として「協議会」という名称で運営していくこととすると実施要綱が必要となる。
- ・2月5日運営委員会開催予定。そこで名称と運営方法について検討する。
- ・弁護士会で制度が出来ている。刑期を終えた後、行く先のない人と社会福祉士が面談する際に、弁護士会から費用を支払う制度があるので、参考にしてほしい。
- ・名称に「刑事」は入っていた方が良い。「民事」との違いが必要

## (2) 議事

### ①平成27年度第1回臨時総会資料案について

説明：①議案第1号平成27年度第2次補正予算について。2事業が確定し、事業も終了したので、補正予算で計上する②事業計画については各委員会から提出されたものをそのまま載せているが、誤字・年度・フォント・改行の位置など微細な修正は事務局でおこなった。③平成28年度予算については、ヒアリング後の数字を収入と支出に分けて記載した予算案となっている。「弁護士相談」「新事業」の部分については、この理事会を受けて内容を変更する可能性は残すが、全体として体裁はこのまま印刷に回す。④選挙管理委員会から 報告第1号 理事候補者選出選挙の結果についてと報告第2号 代議員選挙の結果についてを載せている。内容について理事会で審議しないが、体裁としてはこのようになる。⑤会員からの意見発信する機会を保証するため web サイトでの提出を呼びかけている。今後の予定として、1月18日に印刷所へ入稿校正後、2月1日納品、4日か5日には発送。

質疑：

- ・「公益法人改革対応」は毎年事業報告書に載っているが、理事会での議題に上がったことがない。移行を検討するとか、今は時期でないとか、事務量が多くなるのもう少し見送るとか、とにかく理事会で話し合う機会を設けたらどうか。公益移行のメリット・デメリットを会として表示しなければならない。来期は踏まえて考える。
- ・リーガルは公益社団法人に移行したが、何かあると公益等認定委員会呼ばれる。取り消される団体もある。不祥事をどのように防ぐのか、非常に厳しい・大変・想像を絶する程である。メリットに対する大きな責任と負担がかかる。会員数が多くなればなるほどリスクが高まる。単に、事務量が増えることよりもっと大変なことが出てくる。
- ・日本会も以前より公益法人化を勧めてこない。このあたりだと埼玉・神奈川・東京が取得している。
- ・未確定の受託事業については、見積もりレベルで計上している。これは3月末に事業が

確定するため。総会資料案として出すときには収入 1000 円にしておく。形としては、J C や大学の扱いと同じ。3 月 5 日総会時点でも事業確定していない。

決議：平成 27 年度第 1 回臨時総会資料案について

修正・今後議論しなければならない点・予算の組み替え・ばあとなあ事業についてはもう少し深めることを考慮する。

→承認

## ②個人情報保護ガイドライン（案）について

説明：前回理事会で、名簿作成について議論した際、情報公開規程のみの変更で保護・プライバシーポリシーについての規程が必要という提案を受け、ガイドラインを作成した。事業体・組織としてはもっと早く作成すべきだった。補完するために一般的なものを作ってみた。承認して貰うためには、追加議事の名簿作成も深く関わってくる。それによっては内容の変更も必要になる可能性がある。

個人情報を出す・出さないといった両方の隙間を埋めるガイドラインとなる。

同時に「会員名簿」についての議論をしてから承認を得たい。が、個人情報保護ガイドライン（案）の議決は次回 3 月で問題ない。意見をいただきたい。

質疑：

- ・会として会員のマイナンバーを取り扱うことはあるか？
- ・取り扱う。マイナンバーについては他の会を見ると別に作っているところが多い。
- ・名簿に関しては 9・10・11・15・18 条が作る上で必要な項目かと思う。
- ・定めることにより、作業が増えるのではないか。入会申込書に同意欄が必要となる。

→継続審議（次回再提出）

## 千葉県社会福祉士会会員名簿の作成について

説明：前回理事会で出された①名簿の用途が明確でない②掲載内容について③返信が無かった会員対応④倫理規程・問い合わせ先についてそれぞれ対応策をとった。

①については、前文に用途を記載する。②内容については、氏名・会員番号・地区集会地区、その他の項目は、会員からの申し出によるとした。③については返送状況により理事で手分けして電話での照会を行う。④情報保護規程の制定、問い合わせ先記載の変更

「名簿を作りますのでよろしく」というお願いとした。今回同意いただければ、3 月の総会報告後返信用封筒を入れてアンケートを送付するが、（見ない・捨てる人も多いので、）その前の総会資料の中に予告を同封する。6 月の総会で配布を予定している。このタイミングで作らないといけないという危機感を感じている。そのために試行錯誤をしている。返信されない人を載せないでなく、極力努力して連絡を付ける気概でいる。

質疑：

- ・そもそも名簿はあるのだから、「名簿の作成」というより、公表・配布する名簿になにを載せるかではないか。名簿をオープンにしたい。
- ・（個人情報規程を制定したので、）情報は守られるから、会員情報の共有をしたいので名簿を作る。配布するために下記の条項を記載し返送してくださいというお願い。従って、名称については再考が必要。
- ・今、名簿を見せて欲しいと言ったとき、どの項目が見られるか。

- ・名前、住所、勤務地、所属、電話番号
- ・名簿は公開されていない。閲覧のみ。申請書を提出し、事務局で閲覧、コピーは出来ない。そこで印刷し、理事会資料と一緒に配布する取り組みである。
- ・目的としては会員同士の共有を主眼とする。
- ・名簿は公開されていない。しかしながら会の活動を活発化するために、個人情報共有したいと考えている。については今回公開できない部分を除き、個人情報保護規程で保護した上で、一部を公開したいと考える。なので、返信して欲しいという表現が必要ではないか。
- ・現状はこうなっている。しかし問題点がある。従ってこう改善したい。と、書かないと会員は何に使うのか？と思う。
- ・閲覧に供する名簿と配布する名簿は違う？
- ・内容は違う。
- ・そうすると、お知らせの中の、「作成した名簿については、事務所に常備して閲覧に供する他、…」が合わなくなる。
- ・その点や、「共有すること」・「会員に」を強調する、FAX番号での送信でなく郵送にする等について修正する。
- ・「①②③については変更がある場合に記載してください」となっているが、氏名・会員番号・地区集会項目の後に「必須」、その他の項目の後に「任意」をつけたらどうか。

修正して送付することについて可否を問う

→承認

### ③その他

説明：ばあとなあの中の印旛成年後見研究会から年末に「ささえあい資金（負担金）制度に関する質問及び要望」が事務局に封書で届いている。

質疑：

- ・ささえあい制度は理事会案件で、配分先をどうするかと金額は配分委員会で議論され、そこは原則として、理事会はタッチしない。金額については配分委員会の問題である。
- ・「印旛成年後見研究会」は独立型社会福祉士の勉強会として発足。困難事例などを話し合っている。勉強会の有志で要望と質問を出した。ささえあい資金をどのように遣っていくかが配分委員会に任されている。中身を見ると普通の事業の中で申請され、配分されているが、いいのだろうか。必要経費は会費の中から捻出すべきで、ささえあい制度から交通費とか他の物に遣われているのは本質的に違うのではないか。

成年後見をやってみないと内容的には分からないと思うが、成年後見活動の報酬は被後見人から戴くが、本人にお金がなければもらえない。交通費も出ないといった場合どうするか、市区町村の助成金をまず考える。それでも対象とならない場合どうするか、今までの社会福祉士はもらっていない状況にある。それではいけないとささえあい制度が出来たと思うが、1年間で12万円助成されても、本人が生きている期間必要だ。一般の会員は「寄付」になる？

- ・いえ、会からの講師を引き受けたりすれば、「負担金」を納めている。
- ・後見活動をしている人は、皆支払っている。支払いを義務として受け取っている。義務

として払っているから原資はなくなる。

- ・団体として、勉強会の有志として、要望・質問を出した？
- ・明確にして欲しい。配分委員会は何をしているか分からない。
- ・ばあとなあでは、現在 800 件以上の後見活動があり、報酬が 1 万円以下の案件は 5%、そのうちのかなりの分が無報酬案件で、内 2 割、7・8 件から申請がある。多くの人は制度を使っていないのが現状。
- ・後見活動の報酬の制度の問題とささえあい制度の問題は分けて考えないといけない。議論が全然違うところにいってしまう。
- ・個人的にはささえあい制度は無くしたらいいのではと思っている。報酬のことは報酬の中で考えた方がわかりやすいのではないか。後見活動を受けている人達で、報酬を多く貰っている人が、少ない人に援助すればいい。
- ・この制度の経緯は、総会に 2 回かけ、修正し、練り上げた案を 2・3 回出している。名称も「負担」なのか「ささえあい」なのか、最初はもっと「負担感」が強かった。総会で多くの議論を経てこの制度となった。

文面はクローズになっている・お金の流れが見えないという考えに読めた。

無報酬案件の人には、どんどん申請をして欲しい。

- ・無報酬案件受任の人に請求するように言っているが、なかなか、出てこない。いろいろな理由があるようだ。現在はささえあいを前提に受任してくれる人が出てきている。家裁からは、ささえあい制度があるならそれを使って受けてくれないかと要請すらきている。無報酬・低報酬案件、しかも困難事例が去年あたりから非常に増えてきている。
- ・まず、要望に対しての回答だが、どうやって回答するか共有させて欲しい。議論した上で、要望文書に対し回答文書だと誤解を招く恐れがある。文書で戴いたが、話し合いの方が良いのでは。不信感があり、言葉の趣旨が不明。来ていただいて話さない、思い切り誤解を招く。
- ・ささえあい制度は理事会と別個の組織であることが前提となる。配分委員会としても、出るお金と入ってくるお金のバランスが非常に悪いので、それについてどうしようかと前年から思っていたところである。
- ・公表されている部分は示せるが、今まで集計していない項目もある。質問要望について三役で案を作る。提示できることはする。
- ・ばあとなあの中では、以前からそういった話はあったが文書化したのは初めて。皆さんの義務として支払っているお金がきちんとされているのかというのが、根底にある。会計的にも不手際があったのだらうとも思う。計算が違うとも言っていた。
- ・会計に関して言えば、「ささえあい制度」のお金は会の通帳とは別にある。数字の齟齬があるとしたら、お礼状を出したときと、総会資料の金額でタイミングのずれ、また、去年会計担当者不在のために経理処理がずれた可能性はある。ただ、金額の出入りは通帳が一つしか無いので、不正は出来ない。報告数字に誤りがあった可能性は否定できない。精査と再発防止に努めなければならない。
- ・要望についての回答はするが、方針として、ささえあい制度が分かりづらい。みえる化が必要と思っている。
- ・回答は 2 月末までに、総会前までということだ。総会に上げて貰った方がかえって良かった。質問事項で話を絞り込んで、総会に出して貰った方が、会員全員に公開できる。

- ・そもそも、ささえあい制度はばあとなあ用ではない。社会福祉士会全体のもの。研修委員会所属の人も負担金を支払っている。相当の金額を研修の講師をやっている人から入っている筈。出している。

#### 報告事項

##### ①松戸市の事業について

松戸市3月の議会で承認されてから事業開始となる。年度で進めることを考えると、先に手配しなければならないことがある。人選を含め三役で案作りを進めていく。3月末になってからの公募では遅い。

##### ②事務局体制

12月末付けで村上さんが退職した。後任については本日面接する。

##### ③理事推薦について

次期理事推薦締め切りが1月23日となっている。

それぞれの委員会でも来季の活動を見据えて、積極的に声掛けし推薦をお願いしたい。

#### 追加報告

##### ・法人後見より

ご本人は元気で施設に暮らしている。1月25日に家裁へ事務報告をすることになっている。1月24日に法人後見監査がある。

議事と報告は以上、監事からご意見を。

##### ・個人情報保護ガイドライン（案）について

12頁第5条「その目的」とあるが、「目的」をどこかで定めておいた方が良いと思う届け出用紙のような雛型を載せておくのも一考かと。

- ・平成27年度第1回臨時総会資料案のうち、議案第1号平成27年度補正予算について「(提案理由)事業の実施主体の切り替え及び未実施」、(補正内容)追加または変更する。」の文言について意味がよく分からないので、修正をお願いしたい。

#### 次回理事会の予定

3月5日(土)10:00より事務局で、午後教育会館で総会を開催する。ご出席ください。  
(12:10閉会)